

平成二十年一月二十二日提出  
質 問 第 一 五 号

天皇陛下のお言葉にまつわるやり取り等を外部に漏らした元外務官僚への外務省の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

天皇陛下のお言葉にまつわるやり取り等を外部に漏らした元外務官僚への外務省の対応に関する質問主意書

「政府答弁書」（内閣衆質一六八第三六九号）を踏まえ、以下質問する。

一 週刊新潮二〇〇八年一月三・十日新年特大号の百七十八頁から百八十一頁に、「『天皇のお言葉』の秘密を暴露してしまった『元外務官僚』」との見出しで、元外務官僚の原田武夫氏が、かつて自身が天皇陛下にお仕えした時期について記したブログ（以下、「ブログ」という。）についての記事が掲載されており、「ブログ」の中で原田氏が二〇〇〇年五月に行われた天皇皇后両陛下のオランダ国賓訪問の際に、第二次世界大戦中、日本軍によりオランダ人女性が従軍慰安婦とされたといわれている問題について、天皇陛下がベアトリクス女王主催の晩餐会で読み上げられるお言葉の草稿を自身が担当したとし、それにまつわる天皇皇后両陛下のご発言、お考えを明らかにしている。現職か否かを問わず、外交実務に携わった外務省職員として、「ブログ」の様に天皇陛下のご発言、お言葉についてのいきさつ、内情を外部に漏らすことは許されるのかとの問いに対して、「政府答弁書」では、「外務省としてはお尋ねの『記述』に示されている事実関係のすべてを把握しているわけではなく、また、御指摘の元外務省職員が携わった御訪問

の準備作業の過程の詳細について明らかではないため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、右の答弁は、「ブログ」にある事実関係を把握すべく、外務省が原田氏本人に当時の詳細について直接話を聞いた上での答弁か。

二 一で、原田氏に当時の詳細について直接話を聞いていないのならば、まずは原田氏に当時の事実関係について話を聞き、その上で再度質問に答えることを求める。また、答弁内容に正確を期すため、原田氏とのやり取りを記録文書に残し、その上で答弁を作成することも併せて求める。

三 公式の場合以外における天皇皇后両陛下のご発言等について、外務省職員を含む国家公務員は秘密保持の義務を負うかとの質問に対し、「政府答弁書」では、「外務省職員の秘密保持義務については、個別具体の事例に即して判断すべきものであり、外務省として一概にお答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、では「ブログ」はどのようなか。右はまさに個別具体の事例の一つであると考えられる。現職ではないにせよ、かつて実際に外交事務に携わった者として、原田氏は秘密保持の義務を負い、同時に、「ブログ」は秘密保持の義務に反すると考えるが、外務省の見解如何。

右質問する。